

新型コロナ対応緊急経済対策（2020年4月29日現在）＜税制＞

名称	対象法人	減少条件等	コメント
納税の猶予の特例 （国・地方・社会保険料）	すべての法人	2020年2月から任意の 1か月 で売上概ね20%以上減、かつ一時に納税を行うことが困難とみとめられること	2020年2月1日から2021年1月31日期限到来分 1年間猶予される 延滞税なし 申請書必要（預金残や向こう6か月資金繰りなどで判断されるため、却下される可能性もあり）
テレワーク等のための中小企業の設備投資税制	中小企業者等 （経済産業省HP参照 卸売 資本金1億円以下 or100人以下 サービス業 5000万以下 or 100人以下	なし	従来の中小企業経営強化税制の拡充（対象資産は後日発表予定） 即時償却あるいは税額控除 設備投資額*7%（資本金3000万円以下は10%） 認定機関の証明必要
固定資産税減免	中小事業者等 （資本金1億円以下）	2020年2月から10月までの任意 3か月 売上30%以上減少	2021年度に限定 30-50% 課税標準2分の1 50%以上 ゼロ 認定機関の証明必要
欠損金の繰り戻し還付	資本金10億円以下までの法人	なし	今年度赤字の場合、昨年の法人税（国税）が一部還付

新型コロナ対応緊急経済対策（2020年4月29日現在）〈助成金・給付金〉

名称	対象法人	減少条件等	コメント
持続化給付金	資本金10億円未満	2020年1月から1か月間売上50%以上減少 売上減少分を給付（200万円限度 法人の場合） 前年の総売上-前年同月比▲50%月の売上*12	メールで登録 クライアント自身で所定のHPへアクセスして登録を行う必要がある 前期の確定申告書・事業概況書、売上減少が分かる台帳、通帳コピーの添付 2019年設立でもOK 2週間程度で通知がくるので早い
雇用調整助成金	制限なし	1か月 売上5%以上の減少 休業必要(条件緩和されている 短時間勤務など) 平均賃金の6割以上を支給	企業規模、解雇実施か否かで助成率異なる 限度額8,330円/人、日 対象期間2020年4月1日から6月30日まで
小学校休業等対応助成金	制限なし	通常の年次有給休暇とは別の有給休暇	企業規模で助成率変わらず 限度額8,330円/人、日 対象期間2020年2月27日から6月30日まで 申請期間9月30日まで
テレワーク助成金	中小企業 (前頁参照)	テレワークの導入・実施として、いずれかの取組の実施 ・テレワーク用通信機器* (PC等は除く) ・就業規則・労使協定等の作成変更 ・その他	補助2分の1 (100万円限度) 対象期間2020年2月17日から5月31日